JET

電気用品安全法の概要セミナー

～PSEマークの表示のために～

平成27年

一般財団法人　電気安全環境研究所

電気用品安全法制定の沿革

① 電気用品試験規則（逓信省令）：大正５年制定

② 電気用品取締規則（逓信省令）：昭和１０年制定

③ 電気用品取締法：昭和３６年制定

規制緩和の観点から、自己責任原則、政府の直接的な規制の 最小限化等 を基本とする見直しが図られ、平成１１年に電気用品取締法を改正。

④ 電気用品安全法：平成１３年４月施行

電気用品のマークの変遷

① 電気用品試験規則：ー

② 電気用品取締規則：

③ 電気用品取締法：，　(平成7年7月より廃止)

★ *第三者認証(Sマーク)制度発足*：JET　等

④ 電気用品安全法：，

ＪＥＴとは？

1963年、国の電気試験所から試験業務を引継ぎ、財団法人として設立された日本を代表する試験・認証機関です。

2011年４月に一般財団法人に移行

PSE JET
PSE
電気用品安全法に基づく全ての試験

JET
電気製品の第三者認証制度

JIS JET
JISマーク表示制度に基づく認証制度

1. 電気用品安全法の概要

電気用品安全法とは
(Electrical Appliance and Material Safety Act)

・電気用品の製造、販売等を規制すること
・電気用品の安全性の確保について自主的な活動を促進すること （電気用品安全法第1条）

電気用品による危険（感電、火災等）と障害（電波障害等）を防止するための日本の法律

電気用品安全法の仕組み

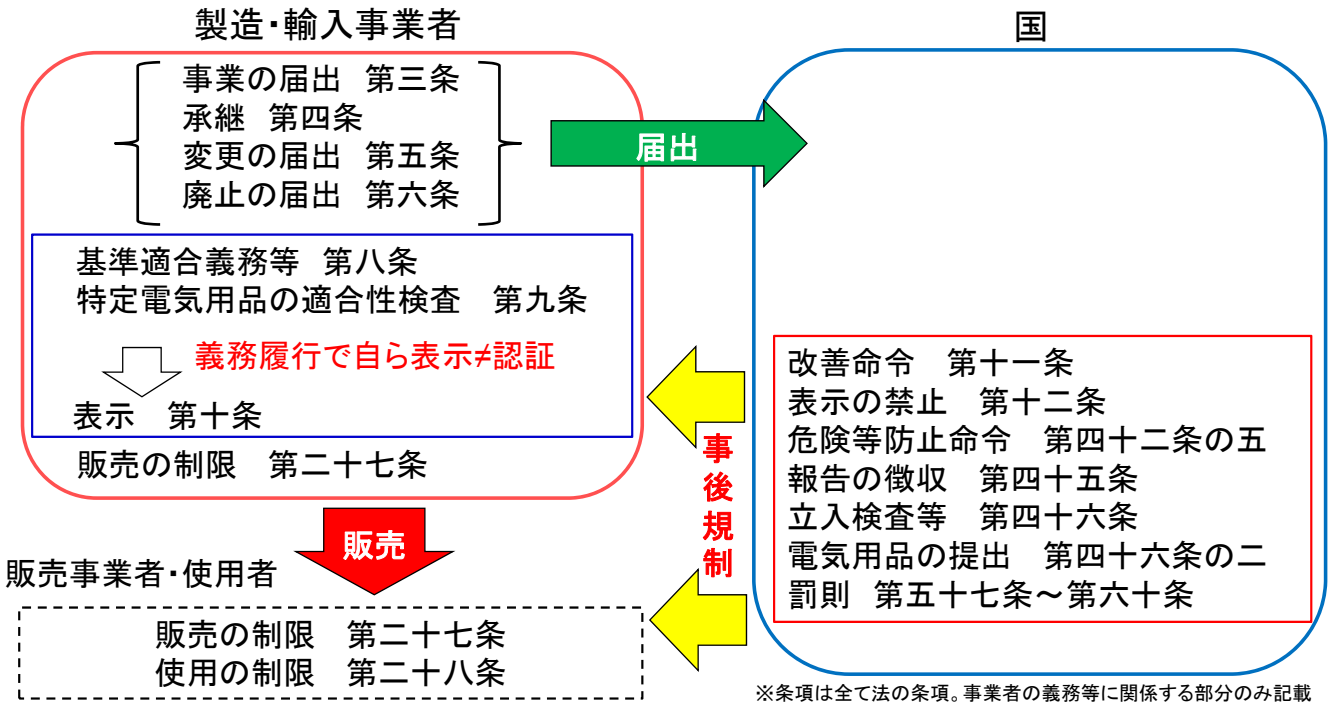

※条項は全て法の条項。事業者の義務等に関係する部分のみ記載

電気用品の安全性確保の仕組み

■大原則：事業者は電気用品を技術基準に適合させる（法第８条１項）

■これを確実にするため、事業者は自主検査を実施（法第８条２項）

- 製造工程での検査（特定のみ）
- 出荷検査
- 製品サンプルの検査（特定のみ）

（一般に自主検査と呼ばれるが、実際は法的に義務づけられているもの）

■特定電気用品は、上記が適切にできることを確認するため、第三者（登録検査機関）による適合性検査を要求（法第９条）

■国は販売製品の技術基準適合性を監視（試買テスト）

規制対象製品は？

電気用品安全法では、以下のように規定

1　一般用電気工作物（電気事業法　（昭和三十九年法律第百七十号）第三十八条第一項 に規定する一般用電気工作物をいう。）の部分となり、又はこれに接続して用いられる機械、器具又は材料であって、政令で定めるもの

2　携帯発電機であって、政令で定めるもの

3　蓄電池であって、政令で定めるもの

具体的には、電気用品安全法施行令（政令）で定める457品目をポジティブリスト方式で指定している。

（電気用品安全法　第2条、施行令　別表第一、二 関係）

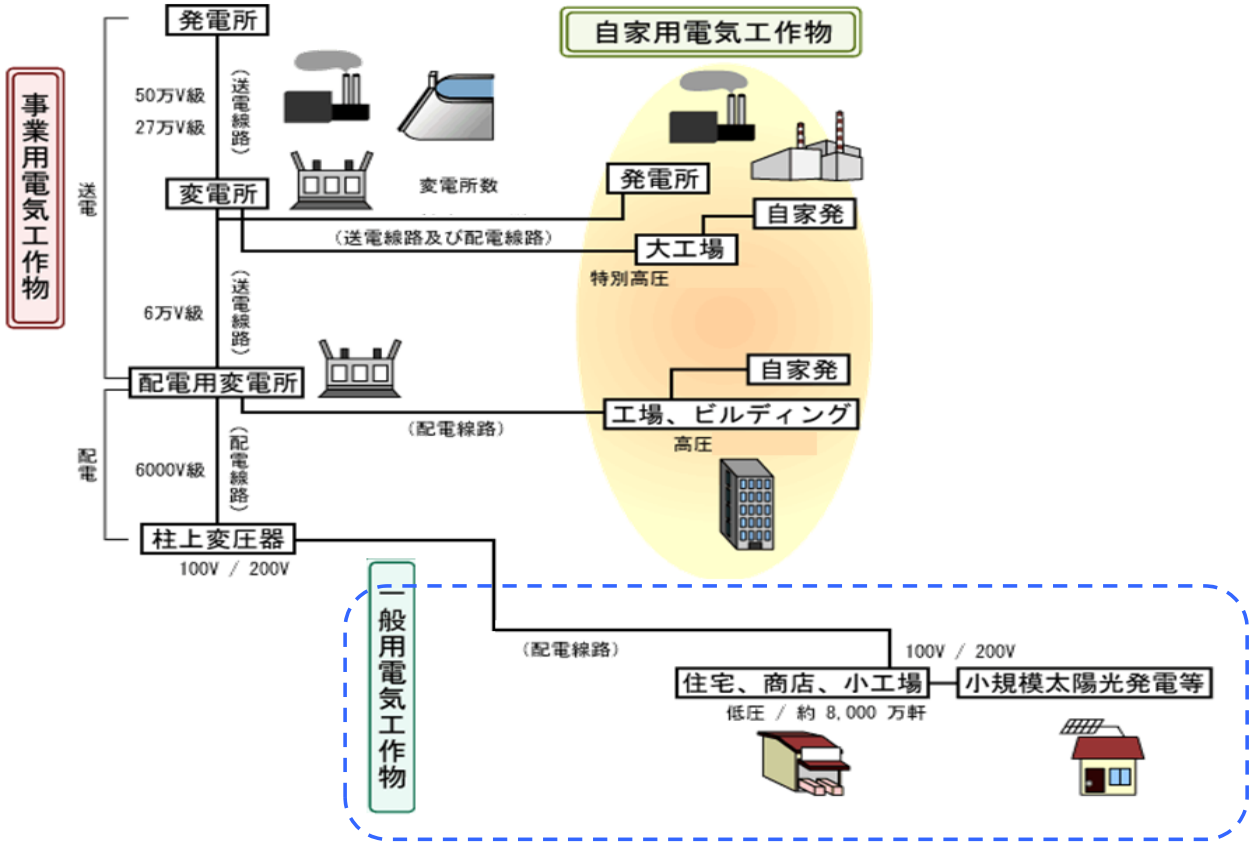

電気用品の概念図

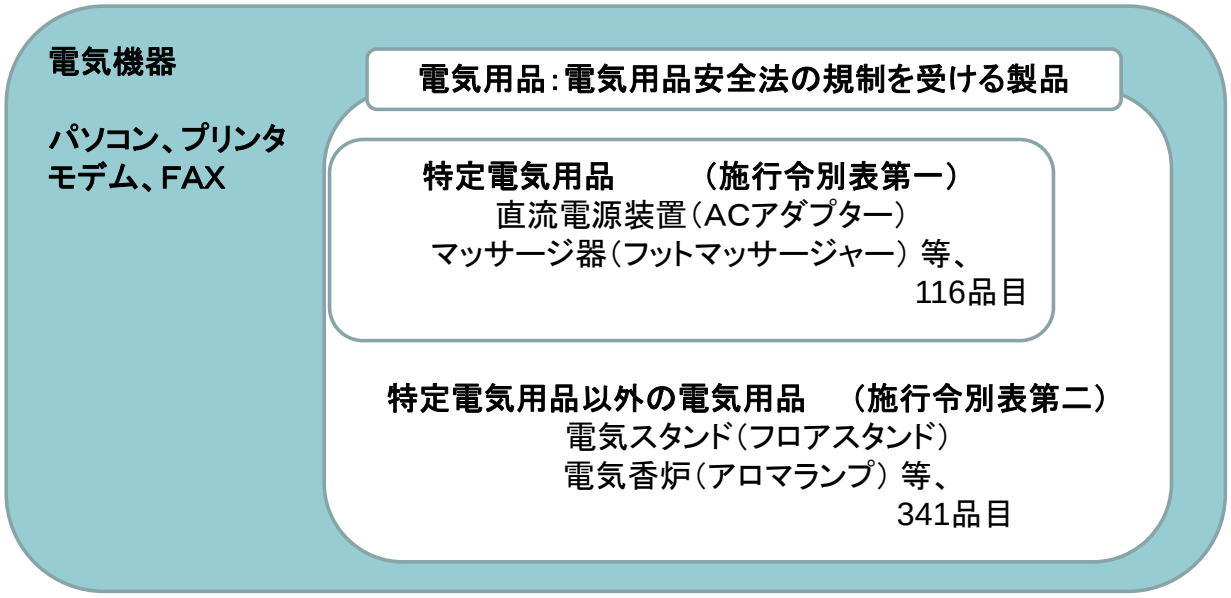

電気用品の区分

種類、主たる機能により電気用品を20区分に分類

１．ゴム系絶縁電線類	１１．電流制限器
２．合成樹脂系絶縁電線類	１２．小型単相変圧器類
３．金属製電線管類	１３．小型交流電動機
４．金属製電線管類附属品	１４．電熱器具
５．合成樹脂製等電線管類	１５．電動力応用機械器具
６．合成樹脂製等電線管附属品	１６．光源及び光源応用機械器具
７．つめ付ヒューズ	１７．電子応用機械器具
８．包装ヒューズ類	１８．交流用電気機械器具
９．温度ヒューズ	１９．携帯発電機
１０．配線器具	２０．リチウムイオン蓄電池

電気用品名と対象範囲

電気用品安全法施行令に電気用品名と対象範囲が、
電気用品の区分毎に整理されて記載されている

＜電動力応用機械器具の例＞

七　電動力応用機械器具であつて、次に掲げるもの（定格電圧が一〇〇ボルト以上三〇〇ボルト以下及び 定格周波数が五〇ヘルツ又は六〇ヘルツのものであつて、交流の電路に使用するものに限る。）

（一）電気ポンプ（定格消費電力が一．五キロワット以下のものに限り、別表第二第八号（六五）に掲げるもの並びに真空ポンプ、オイルポンプ、サンドポンプ及び機械器具に組み込まれる特殊な構造のものを除く。）
（二）冷蔵用又は冷凍用のショーケース（定格消費電力が三〇〇ワット以下の冷却装置を有するものに限る。）
（三）アイスクリームフリーザー（定格消費電力が五〇〇ワット以下の電動機を使用するものに限る。）
（四）ディスポーザー（定格消費電力が一キロワット以下のものに限る。）
（五）電気マッサージ器
（六）自動洗浄乾燥式便器
（七）自動販売機（電熱装置、冷却装置、放電等又は液体収納装置を有するものに限り、乗車券用のものを除く）
（八）電機気泡発生器（浴槽において使用するもの以外のものにあっては、定格消費電力が一〇〇ワット以下のものに限る。）
（九）電動式おもちゃその他の電動力応用遊技器具（別表第二第八号（69）に揚げるものを除く。）

電気用品名の判断のために

一般的に、交流電源に接続して使用する
製品・部品は、電気用品に該当する可能性あり。
製品の情報を整理しておくことが重要！

- 一般的名称ではなく、用途、機能等で判断する
- ２以上の機能がある場合には、それぞれ検討
- 対象かどうかは、構造や定格等の情報が必要
- 対象外製品の同梱部品もチェックが必要

用途をチェック

用途によって、電気用品名が異なる。
法に基づく手続き、求められる安全性（技術基準）も異なる。

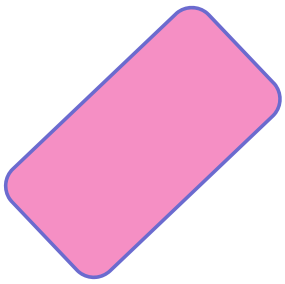

人が触れても火傷しない
程度の電気ヒーター

患部にあてて、温熱治療を行う
→**家庭用温熱治療器** PSE JET

座布団として使用する
→**電気座布団** PSE

布団に入れて足を温める
→**電気あんか** PSE

機能をチェック

冷・温水サーバー

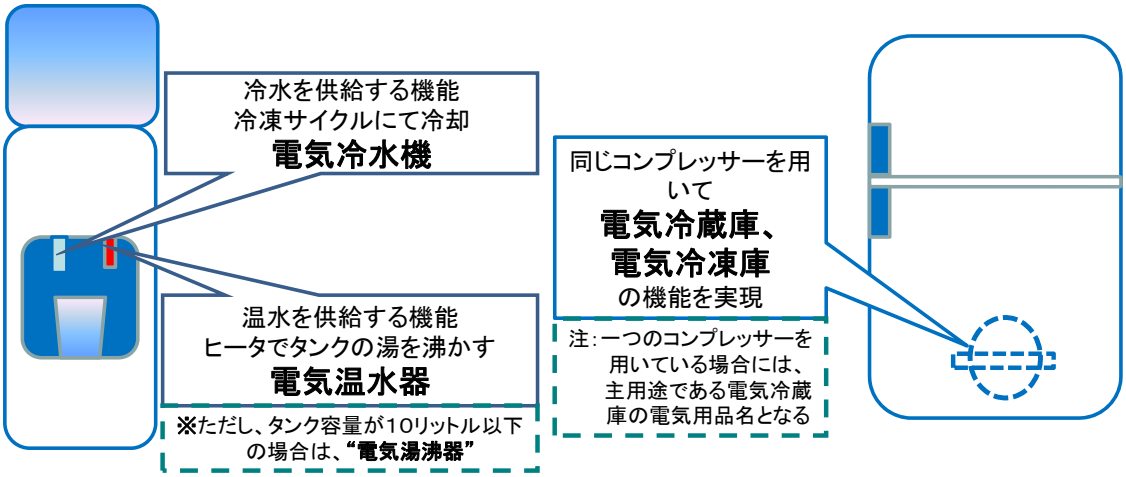

機能を実現する機構が、独立しているかどうかにより、法に基づく手続きが変わる。

構造をチェック

構造によって、電気用品名の判断が異なるケースあり

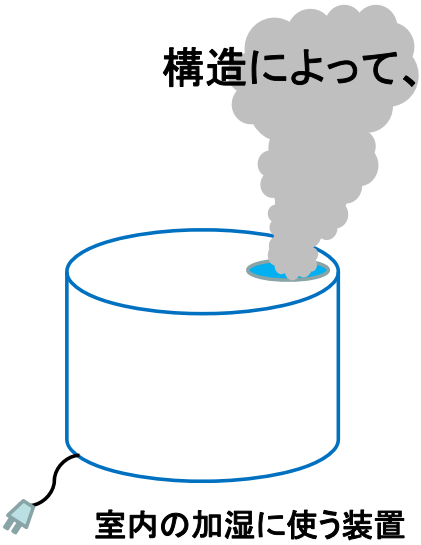

室内の加湿に使う装置

電気ヒーター（電極式を含む）により湯を沸かして加湿するもの
→ 電熱器具　湿潤器

ファン（電気ヒータを利用するものを含む）により、フィルターに風を送って加湿するもの
→ 電動力応用機械器具　電気加湿機

超音波振動子により、加湿するもの
→ 電子応用機械器具　超音波加湿機

製品に同梱される「部品」をチェック

例：ノートパソコンを輸入する場合

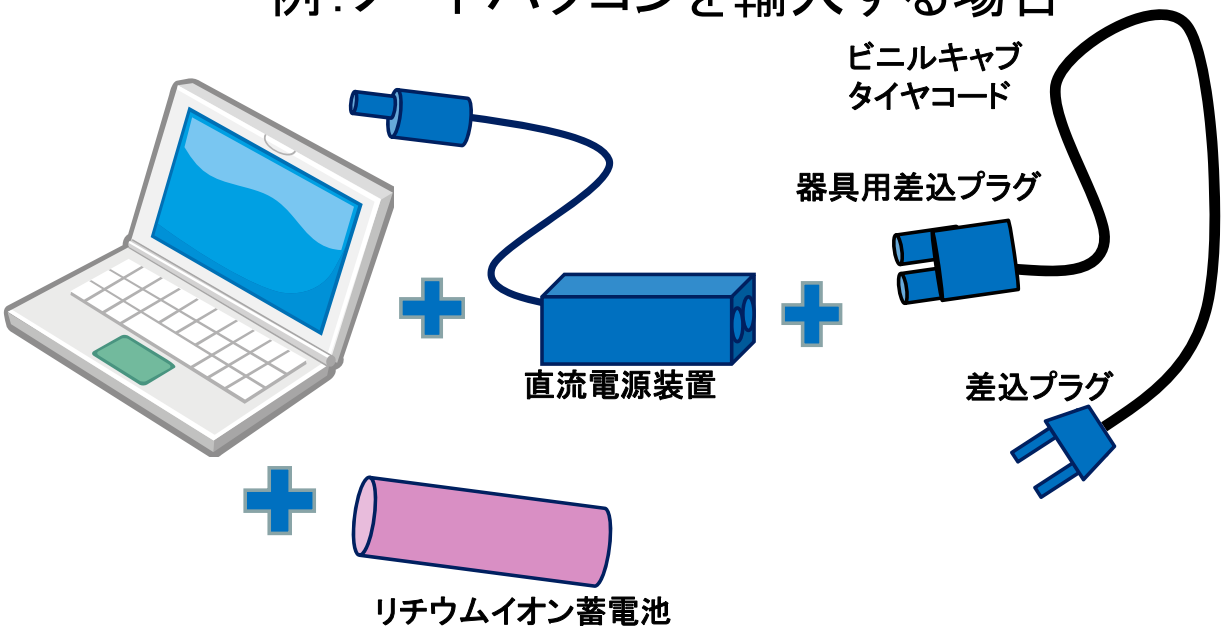

定格をチェック

・電気用品によっては、対象の範囲が指定されている場合がある。
その多くは、定格電圧、定格周波数、定格消費電力（定格容量）。

・電気用品名が判ったら、対象の範囲に入るかをチェックする。

【直流電源装置】の場合

定格電圧が100V以上300V以下、定格周波数（二重定格のものにあっては、その一方の定格周波数）が50Hz又は60Hzのものに限る。

交流電源装置と兼用のものを含み、定格容量が1kVA以下のものに限り、無線通信機の試験用のものその他の特殊な構造のものを除く。

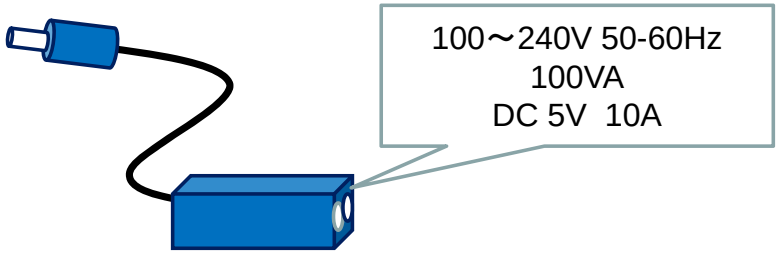

規制対象か調べるための資料

◆電気用品のリスト、対象の範囲
電気用品安全法施行令（別表第一、第二）
→ http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S37/S37SE324.html

◆電気用品の定義等の情報
「電気用品の範囲等の解釈について」
→ http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kaishaku/haninokaishaku.pdf

◆対象非対象解釈例一覧(種類別)
→ http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kaishaku/taishou_hitaishou/shuruibetsu.htm

同梱部品の取扱いについて①

例：ノートパソコンを輸入する場合

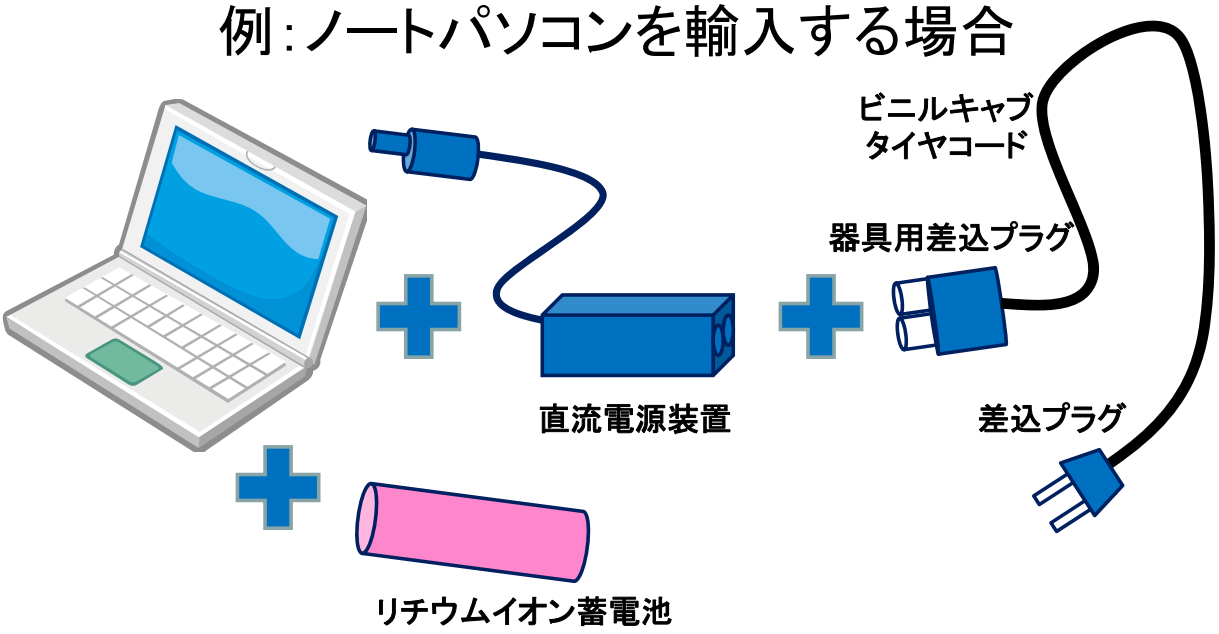

同梱部品の取扱いについて②

原則：輸入の主体がノートパソコン（電気用品非対象製品）であっても、
電気用品を同梱して輸入する場合には、
電気用品毎の手続きが必要

ただし、一部の例外がある

①電源コードセット及び部分品の取扱いについて
「電気用品の取扱いについて（内規）」（平成１６年３月２２日制定）

②リチウムイオン蓄電池の輸入について
（製品に装着した状態で輸入した場合は、リチウムイオン蓄電池単品とは、見られないため、製品の一部とみなし電気用品の非対象）

電源コードセット及び部分品の取扱いについて①

汎用性のない、
電源コードセットや部分品を
電気機器（例：直流電源装置）
と同梱して輸入する場合には、
機器と一体とみなし、機器の
手続きで足りる。

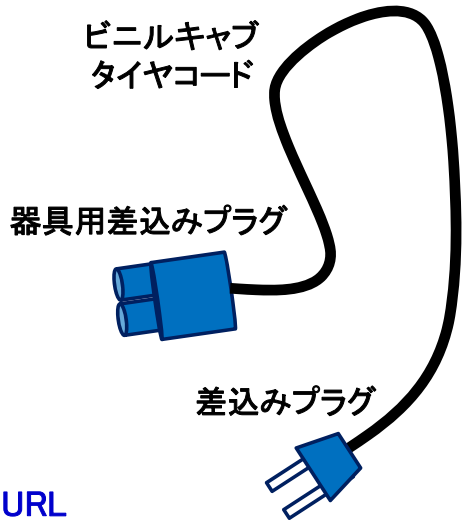

参考：「電気用品の取扱いについて（内規）」のURL

→ http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kaishaku/denkiyouhin_toriatsukai/cord_set_naiki_seitei.pdf

電源コードセット及び部分品の取扱いについて②

「電源コードセット」とは
電線の両端に差込み接続器を
組み合わせたもの

「汎用性がない」とは、特定の
製品以外に使用できない以下の
いずれか
- 特殊な接続器による接続
- 他の機器で使用できない旨を
  取扱説明書に記載。

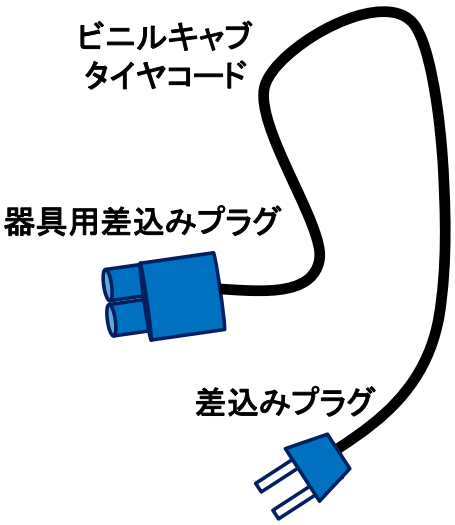

電源コードセット及び部分品の取扱いについて③

「部分品」とは以下のように定義される。

> 電安法施行令別表第一第一号から第五号まで及び別表第二第一号から第六号までに定めるもののうち、電気機器に組み込まれるもの（電気機器に直付けされるものを含み、電源コードセットを除く。）をいう

具体的には

機器に直付けされたコード、機器と一体となったプラグ等の部品。これらも機器と一体として電安法の手続きを行えば足りる。

リチウムイオン蓄電池の取扱い

エンドユーザーが利用する最終的な製品（事例ではノートパソコン）との関係で扱いが変わる

（電気用品の範囲等の解釈についてⅢ（９））

①「装着」して輸入する場合、機器の一部とみなす。
②「同梱」して輸入する場合、
機器とリチウムイオン蓄電池の輸入とみなす。

→リチウムイオン蓄電池だけの特例であることに注意

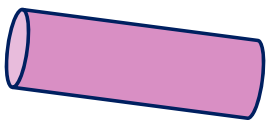

リチウムイオン蓄電池

2. 電気用品安全法の手続き

電気用品安全法で要求される手続き

●電気用品の製造事業者／輸入事業者は、
以下の手続きが必要

1．製造事業／輸入事業の開始届出
2．技術基準適合義務
3．適合性検査（特定電気用品のみ）
4．自主検査
5．表示義務

●電気用品対象品を販売する事業者は、５．の
「表示義務」内容を確認しないと販売不可

事業開始届出	技術基準 適合義務	適合性検査	自主検査	表示

事業の開始届出①

製造／輸入事業を行う事業者が自ら
・事業開始後３０日以内に管轄の経済産業局に届出
→ 事業開始のタイミングは、製造／輸入の事業を行おうとした時点でOK（なるべく早く）
・届出は、電気用品の区分毎
→ 製品のモデル毎ではなく、施行規則で定めたグループ単位
・届出は無料、有効期限もなし
→ 過去に届けている内容と同じなら再届出不要

事業開始届出	技術基準適合義務	適合性検査	自主検査	表示

事業の開始届出②

届出にあたって必要な情報

・事業開始の年月日
・製造／輸入する電気用品の区分
・当該電気用品の型式の区分（同一の「電気用品の区分」内に入る「電気用品名」及び「型式の区分」毎）
・工場又は事業場の名称及び所在地
・当該電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所（輸入事業の場合）

参考：届出様式については、
→ http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/tetsuduki_annai/yoshiki.htm

事業開始届出	技術基準適合義務	適合性検査	自主検査	表示

事業の開始届出③

電気用品の区分	電気用品名	型式の区分
ゴム系絶縁電線類 合成樹脂系絶縁電線類 ・ ・ ・ 電熱器具 電動力応用機械器具 光源及び光源応用機械器具 電子応用機械器具 **交流用電気機械器具** 携帯発電機 リチウムイオン蓄電池	◇特定電気用品 磁気治療器 電撃殺虫器 電気浴器用電源装置 **直流電源装置** ・ ・ ・ ○特定電気用品以外の電気用品 電灯付家具 コンセント付家具 その他の電気機械器具付家具 ・ ・ ・	定格入力電圧 125V以下のもの 125Vを超えるもの 入力側の定格容量 (1)10VA以下のもの (2) 10VAを超え20VA以下のもの (3)20VAを超え30VA以下のもの ・ ・ ・ 定格周波数 50Hzのもの 60Hzのもの ・ ・ ・

事業開始届出	技術基準適合義務	適合性検査	自主検査	表示

事業の開始届出④

型式の区分とは？

構造を特定するグループ分け　≠　製品のモデル

ABCアダプター
シリーズ

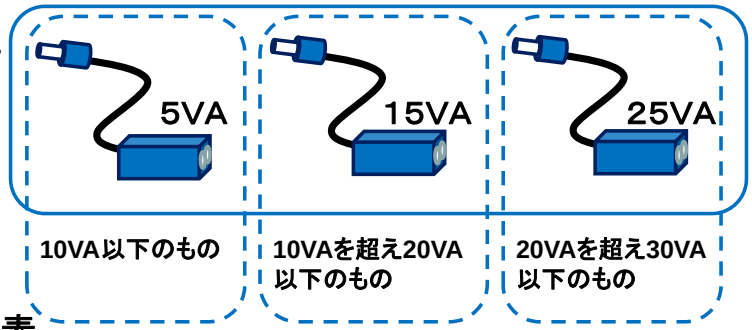

※この例の場合、入力違いで、3つの区分に　分類される

直流電源装置の場合
- **定格入力電圧**
- **入力側の定格容量**
- **定格周波数等、16項目の要素**

事業開始届出	技術基準適合義務	適合性検査	自主検査	表示

電気用品製造事業届出書の提出先

1．製造事業者の場合

（1）製造工場又は事業場が1の経済産業局の管轄区域にある場合

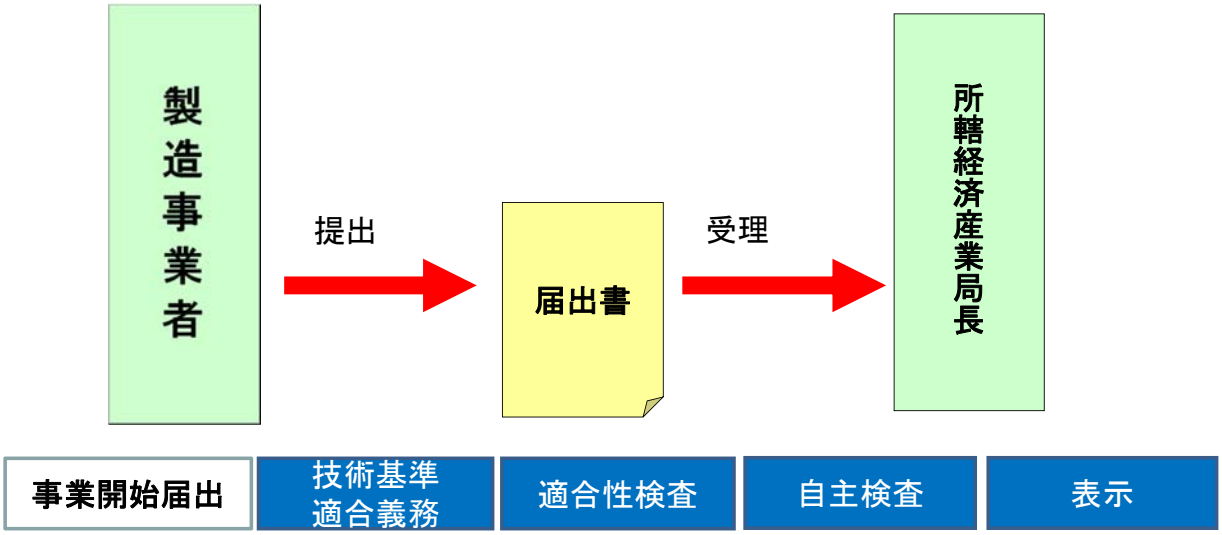

電気用品製造事業届出書の提出先

1．製造事業者の場合

（2）製造工場又は事業場が2以上の経済産業局の管轄区域にある場合

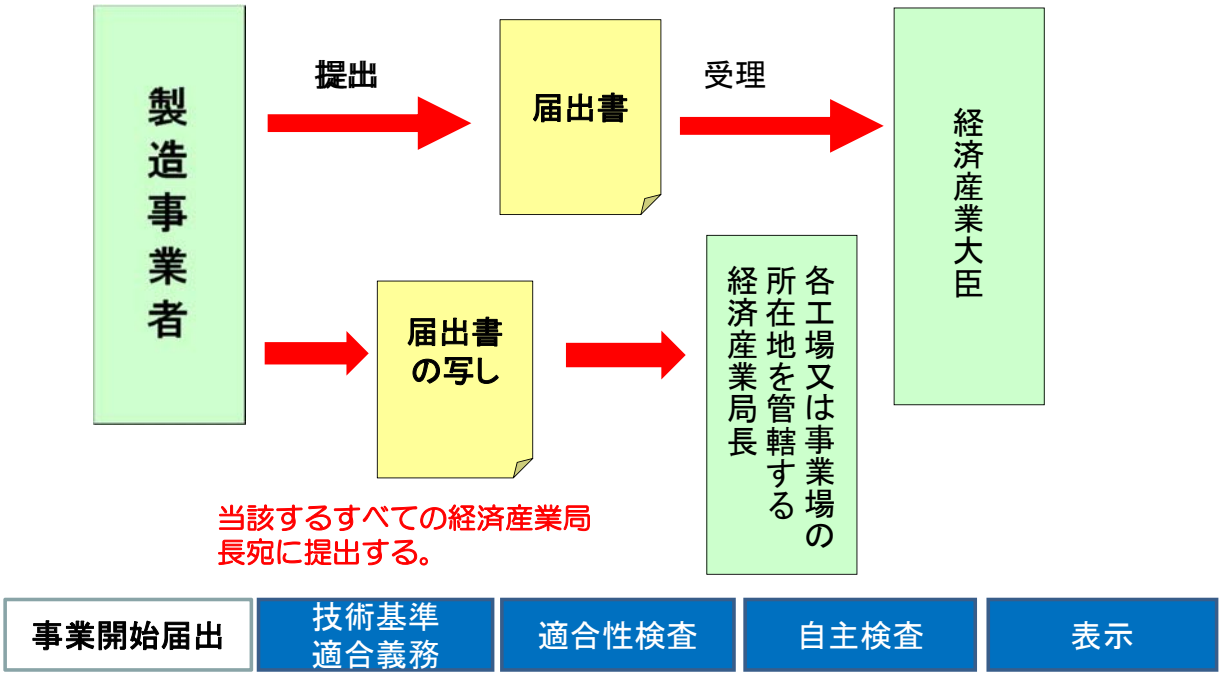

電気用品輸入事業届出書の提出先

2. 輸入事業者の場合

(1)**輸入事業に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫**が**1の経済産業局**の管轄区域にある場合

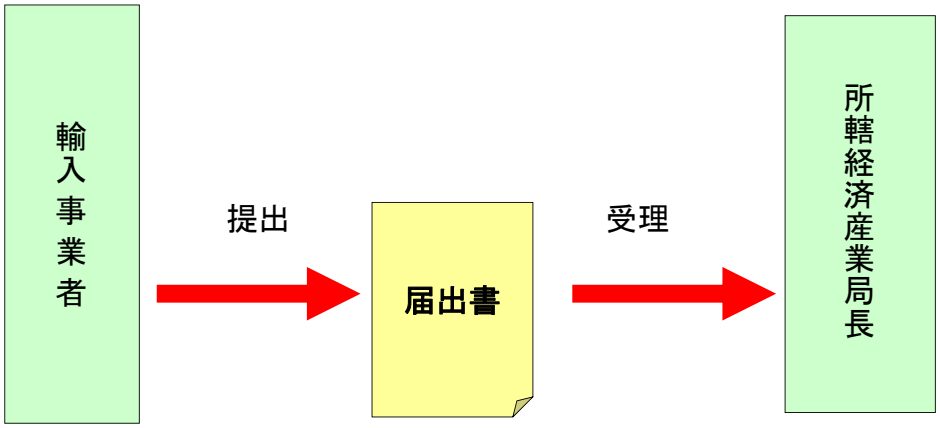

事業開始届出	技術基準適合義務	適合性検査	自主検査	表示

電気用品輸入事業届出書の提出先

2. 輸入事業者の場合

(2)**輸入事業に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫**が**2以上の経済産業局**の管轄区域にある場合

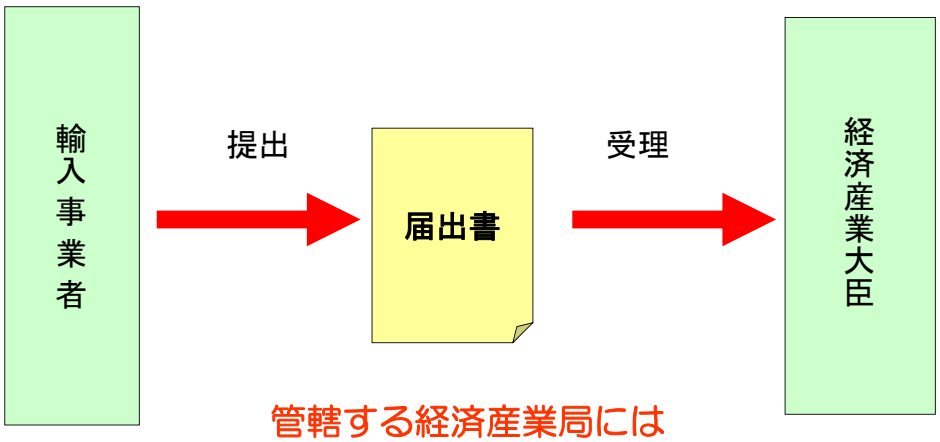

管轄する経済産業局には
コピーの提出は不要。

事業開始届出	技術基準適合義務	適合性検査	自主検査	表示

技術基準適合義務①

技術基準適合義務とは？

電気用品は、「電気用品の技術上の基準を定める省令」に適合している必要がある。

↓

届出事業者の義務として履行する行為

注）PSEマーク ≠ ULマーク、CEマーク

海外の認証マーク等があるからといって、
日本の基準に適合しているとは限らない。
日本の技術基準に適合しているのか、予め確認要

事業開始届出	技術基準適合義務	適合性検査	自主検査	表示

電気用品の技術上の基準を定める省令

電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第八条第一項の規定に基づき、電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号）の全部を改正する省令を次のように定める。　（平成26年1月1日施行）

第一章　総則（第一条）

第二章　一般要求事項
- 安全原則（第二条）
- 安全機能を有する設計等（第三条）
- 供用期間中における安全機能の維持（第四条）
- 使用者及び使用場所を考慮した安全設計（第五条）
- 耐熱性等を有する部品及び材料の使用（第六条）

第三章　危険源に対する保護
- 感電に対する保護（第七条）
- 絶縁性能の保持（第八条）
- 火災の危険源からの保護（第九条）
- 火傷の防止（第十条）
- 機械的危険源による危害の防止（第十一条）
- 化学的危険源による危害又は損傷の防止（第十二条）
- 電気用品から発せられる電磁波による危害の防止（第十三条）
- 使用方法を考慮した安全設計（第十四条）
- 始動、再始動及び停止による危害の防止（第十五条）
- 保護協調及び組合せ（第十六条）
- 電磁的妨害に対する耐性（第十七条）

第四章　雑音の強さ（第十八条）

第五章　表示等
- 一般（第十九条）
- 長期使用製品安全表示制度による表示（第二十条）

附則

1　この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

2　この省令の施行前に製造され、又は輸入された電気用品に係る技術上の基準については、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

※各項目のみの抜粋

技術基準適合義務②

性能規定化された技術基準への適合性を確認するには？

◆電気用品の技術基準の解釈（通達）による確認

①【**別表第一から別表第十一**】
電気用品の技術上の基準を定める省令に定める
技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に
示したもの　→**日本独自の基準**（旧技術基準省令第１項）

②【**別表第十二**】
国際規格等に準拠した基準
→主として**IEC規格に整合化したJIS規格を引用**したもの
（旧技術基準省令第２項）

事業開始届出	**技術基準適合義務**	適合性検査	自主検査	表示

適合性検査①

特定電気用品の製造／輸入を行う事業者は、
①電気用品を販売するときまでに、
②登録検査機関（JET等）による適合性検査を受け、
③適合証明書の交付を受けて保管する
（電気用品安全法第９条１項）

１．このため、「適合性検査」の受験と、「**適合証明書**」の発行を受ける**必要**がある。
２．輸入事業を行う場合、海外製造事業者が取得した「**適合同等証明書**」の「**（副本）**」の**保管が必須**となる。
（「適合同等証明書」の**コピーは不可**）

事業開始届出	技術基準適合義務	**適合性検査**	自主検査	表示

適合性検査②

技術基準適合義務と適合性検査の違いは？

・技術基準適合義務
→製造／輸入される電気用品が、日本の基準に適合すること。

・適合性検査
→製造／輸入される特定電気用品を製造する工場が、日本の基準に適合する製品を製造・検査できることを、型式の区分毎に確認すること。

事業開始届出	技術基準適合義務	適合性検査	自主検査	表示

適合性検査③

輸入事業者が適合証明書を得るためには？

①既に海外工場が「適合性検査」を受けている場合
→有効期間、型式の区分等を確認し、輸入事業者は登録検査機関が海外工場に発行した「副本」を、該海外工場から入手して保管する。

②海外工場が「適合性検査」を受けていない場合
→「適合性検査」を海外工場が受験する必要あり。
製造工場の検査設備と、該当製品の技術基準への適合性確認を、登録検査機関に依頼する。

事業開始届出	技術基準適合義務	適合性検査	自主検査	表示

適合性検査④

適合性検査の判断項目は？

①当該電気用品に適用される技術基準

→「電気用品の技術上の基準を定める省令」への適合性について試料を検査する。

②検査設備の確認

→ 電気用品安全法施行規則 別表第四に規定される検査設備が備わっており、適切な校正がされているかを確認する。

（規定の「検査設備」は**「電気用品の区分」毎に異なるので注意**）

事業開始届出	技術基準 適合義務	**適合性検査**	自主検査	表示

自主検査①

自主検査とは？

製品が、きちんとできているかを確認する行為

（電気用品安全法第8条2項）

①特定電気用品の場合

製造工程検査、完成品検査（全数）、試料検査

②特定電気用品以外の電気用品の場合

完成品検査（全数）

→製造した製品全てが検査の対象となる

事業開始届出	技術基準 適合義務	適合性検査	**自主検査**	表示

自主検査②

検査項目は？　（電気用品安全法施行規則第11条、別表第三）

①製造工程において行う検査（特定電気用品のみ）

技術基準に適合させるための適当な方法（例：**作業指示書等**）で実施。
材料・部品については受入検査等で可。

②完成品について行う検査（電気用品により検査項目が異なる）

一般には外観、絶縁耐力、通電により評価。

③試料について行う検査（特定電気用品のみ）

材料、設計、製造方法、設備等の変更時に再評価。
（例：**完成品の抜き取り検査等**）

自主検査③

検査記録様式は決まっていないが、以下を含める。
①電気用品の品名及び型式の区分並びに構造、材質及び性能の概要
②検査を行つた年月日及び場所
③検査を実施した者の氏名
④検査を行った電気用品の数量
⑤検査の方法
⑥検査の結果　（電気用品安全法施行規則第11条）

紙媒体、電子的媒体いずれでも可。３年間保管要。

表示①

法に基づく義務を履行した届出事業者は、
PSEマークと事業者名（特定電気用品の場合は検査機関の略称）を表示することができる※。

（電気用品安全法第10条、施行規則第17条）

特定電気用品

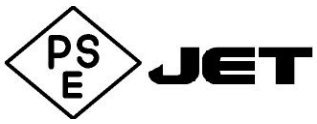

ABC商事

特定電気用品以外の電気用品

ABC商事

※「できる」との位置付けであるが、表示を施さないと販売不可

事業開始届出	技術基準適合義務	適合性検査	自主検査	表示

表示②

事業者名については、略称・登録商標による表示可
- 略称については、経済産業大臣の「承認書」の受領
- 登録商標については、経済産業大臣への届出

（電気用品安全法施行規則第17条　2項、3項）

スペースに余裕のないもの（ヒューズ等）については、
<PS>E、（PS)E　の表示でも可

→ <PS>E JET

→ (PS)E

事業開始届出	技術基準適合義務	適合性検査	自主検査	表示

その他の表示

長期使用製品安全点検・表示制度（平成21年4月1日より施行）

●長期使用製品安全点検制度（1）

長期間の使用に伴い生ずる劣化（経年劣化）により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い9品目について「長期使用製品安全点検制度」が設けられている。

長期使用製品安全点検制度の対象品目（9品目：特定保守製品）

- ・屋内式ガスふろがま（都市ガス用、LPガス用）
- ・屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、LPガス用）
- ・石油給湯機
- ・石油ふろがま
- ・密閉燃焼式石油温風暖房機(電気用品)
- ・ビルトイン式電気食器洗機(電気用品)
- ・浴室用電気乾燥機(電気用品)

【点検制度の目的】

これらの9品目の製造又は輸入事業者に加えて、小売販売事業者、不動産販売事業者、建築事業者、ガス・電気・石油供給 事業者などの事業者、さらには消費者等、それぞれが適切に役割を果たして経年劣化による事故を防止するための制度

●長期使用製品安全点検制度(2)

特定保守製品の9品目に必要となる表示項目

1. 特定製造事業者等の氏名又は、名称及び住所
2. 製造年月日
3. 製造番号などの特定保守製品を特定するに足りる事項
4. 設計標準使用期間
5. 点検期間の始期及び終期
6. 点検その他の保守に関する問合せを受けるための連絡先

（表示サンプル）

特定保守製品

1．特定製造事業者名	○○○○電気株式会社 ○○県○○市○○町＊＊番地
2．製造年月	２０ＸＸ年ＸＸ月
3．製造番号	ＸＸＸＸ－ＸＸＸＸＸ
4．設計標準使用期間	△△年
5．点検期間	２０ＸＸ年ＸＸ月～２０ＹＹ年ＹＹ月
6．問い合わせ連絡先	○○○○電気株式会社 お客様相談センター ０１２０－１２－３４５６

●長期使用製品安全表示制度(1)

経年劣化事故防止のための注意喚起等の表示が義務化

消費生活用製品安全法(平成19年11月19日公布)における「長期使用製品安全点検制度」の対象とならないものの、長期に亘り使用される製品であるために、注意喚起表示の義務化(施行日:平成21年4月1日)

長期使用製品安全表示制度対象品目(5品目)

・扇風機・エアコン・換気扇・ブラウン管テレビ・洗濯機※

(※ 具体的には、洗濯機(乾燥装置を有するものを除く。)及び脱水機(洗濯機と一体になっているものに限る。))

【表示制度の目的】

これらの5品目について、経年劣化による重大事故発生率は高くないものの、事故件数が多い製品について、消費者等に長期使用時の注意喚起を促すために設けられた制度

●長期使用製品安全表示制度（2）

経年劣化による事故が多い製品について、標準使用期間や注意事項の表示が義務付けられています。

（対象品目）

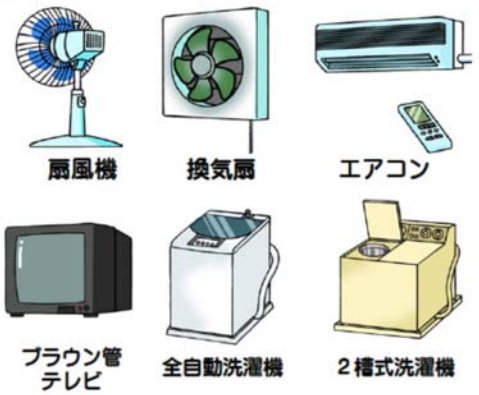

（表示サンプル）

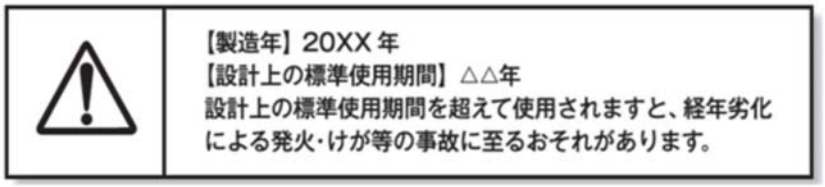

３．経済産業省による市場品買上試験

経済産業省による市場品買上試験

経済産業省では、毎年市場で流通している電気用品を無作為で購入し**「技術基準への適合状況確認」**のための**「製品試験」**及び**「PSE表示の妥当性」**の確認を行っています。

＜平成25年度実績＞　97品目　334機種を実施

1．技術基準不適合　95機種（28．4%）
　不適合の数として、246件

2．PSE表示不適合　12機種（3．6%）
　不適合の数として、22件

経済産業省による市場品買上試験

平成25年度不適合項目の内訳（技術基準）

技術基準不適合項目	不適合数	割合
表示	61	24．8%
空間距離	32	13．0%
電源電線	27	11．0%
雑音の強さ	21	8．5%
取扱説明書等の不備	18	7．3%
アース機構	18	7．3%
消費電力等の許容差	13	5．3%
プラグ等の構造･材料	9	3．7%
平常温度上昇	7	2．8%
その他	40	16．3%
合　計	246	100%

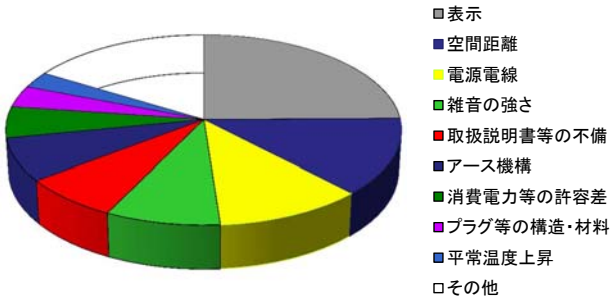

PSE表示に適合しない項目内訳

表示に適合しない事案の項目別の内訳

表示不適合項目	不適合数	割合
ＰＳＥマーク	１０	４５．５%
届出事業者名	１０	４５．５%
法第９条第２項に規定する証明書の交付を受けた検査機関の名称	２	９．０%
合計	２２	１００%